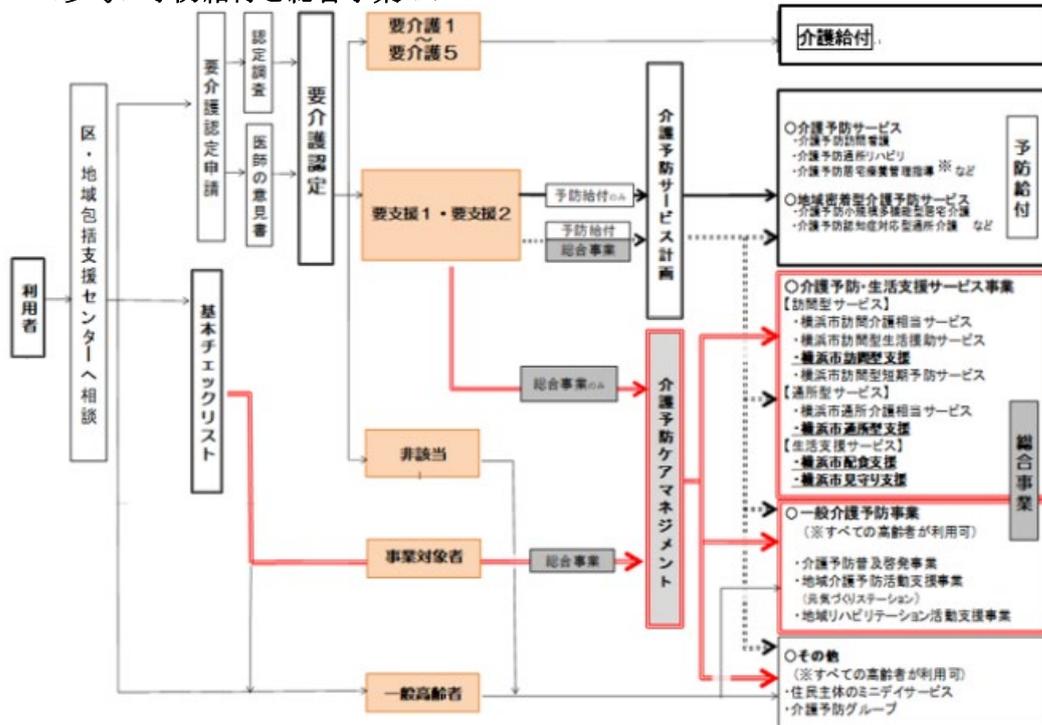


包括的な委託を行った場合の事務手続きの流れについて

1 趣旨

令和 6 年 4 月から居宅介護支援事業所が介護予防支援事業所の指定を受けて介護予防支援を直接実施（以下「指定居宅介護支援事業所」）できるようになったことに伴い、令和 6 年 4 月 26 日付「指定居宅介護支援事業者が市町村長からの指定を受けて介護予防支援を実施する場合の留意事項について」が発出されました。このことを踏まえ、「指定居宅介護支援事業所が行っている予防給付（介護予防支援）が、介護予防ケアマネジメントの結果、第 1 号介護予防支援事業（介護予防ケアマネジメント）に変更になり、当該居宅介護支援事業所が地域包括支援センターから委託を受ける」場合には、**地域包括支援センター及び介護支援専門員の手続きの負担軽減**のため、新たな手続き及び届出の手法の導入を行います。

<参考> 予防給付と総合事業のフロー



<契約のパターン>

- **介護予防支援のみ利用**（例：介護予防訪問看護等の予防給付）
 - ① 利用者が地域包括支援センターのみと契約
 - ② 利用者が指定居宅介護支援事業所のみと契約（令和 6 年 4 月 1 日～）
- **介護予防ケアマネジメントのみの利用**（例：横浜市通所型支援等の総合事業）
 - ③ 利用者が地域包括支援センターのみと契約
 - ④ 利用者が地域包括支援センターと契約をし、地域包括支援センターが指定居宅介護支援事業所と委託契約
- **介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントを交互に利用**

例：5 月は横浜市通所型支援等の総合事業、
 6 月は横浜市通所型支援等の総合事業に加えて介護予防訪問看護等の予防給付
 上記②の契約を締結しつつ、予め④を併せて締結することも可能。（三者契約）
 ⇒今回の手続きについては、当該三者契約が対象。

2 具体的内容

(1) 流れ

別紙事務フロー図参照

(2) 手続き

ア 利用開始時

1	利用者、地域包括支援センター、指定居宅介護支援事業所の三者契約を締結
2	<p>指定居宅介護支援事業所が「介護予防サービス計画作成依頼（変更）届出書」及び包括支援センター分の「介護予防ケアマネジメント作成依頼（変更）届出書」【別紙1】のそれぞれの届出書上部余白に赤字で「包括的な委託」と記載した上で、三者契約書（写）と併せて「包括的な委託」であることを申し添えて区役所に提出</p> <p>※ 既に利用者と指定居宅介護支援事業所間の二者契約が結ばれ、届出がされている場合は、新たに利用者と地域包括支援センターとの三者契約を締結し、それぞれの契約書（写）及び包括支援センター分の「介護予防ケアマネジメント作成依頼（変更）届出書」【別紙1】の上部余白に赤字で「包括的な委託」と記載した上で、「包括的な委託」に変更することを申し添えて区役所に提出</p>

イ サービス種別変更時（介護予防支援⇔介護予防ケアマネジメント）

指定居宅介護支援事業所：居宅／地域包括支援センター：包括

	機関	内容	媒体	業務
1	居宅→包括	<p>サービス種別及び事業所変更について相互の報告・共有</p> <p>【共有内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・被保険者番号 ・氏名 ・住所 ・変更前後の事業所 ・その他必要な事項 	電話等で報告	共有したことの記録作成
2	居宅→区役所	包括的な委託に伴う計画種別変更報告書の提出【別紙2】	<p>原則 横浜市電子申請システム（区役所窓口への紙での提出も可）</p>	<p>【別紙2】を以下のURL*から電子申請システムに添付して送信</p>  <p>(二次元コード)</p>

電子申請システム URL *

<https://shinsei.city.yokohama.lg.jp/cu/141003/ea/residents/procedures/apply/e16af57-a672-441b-93b4-a593d3ef3844/start>

3 スケジュール

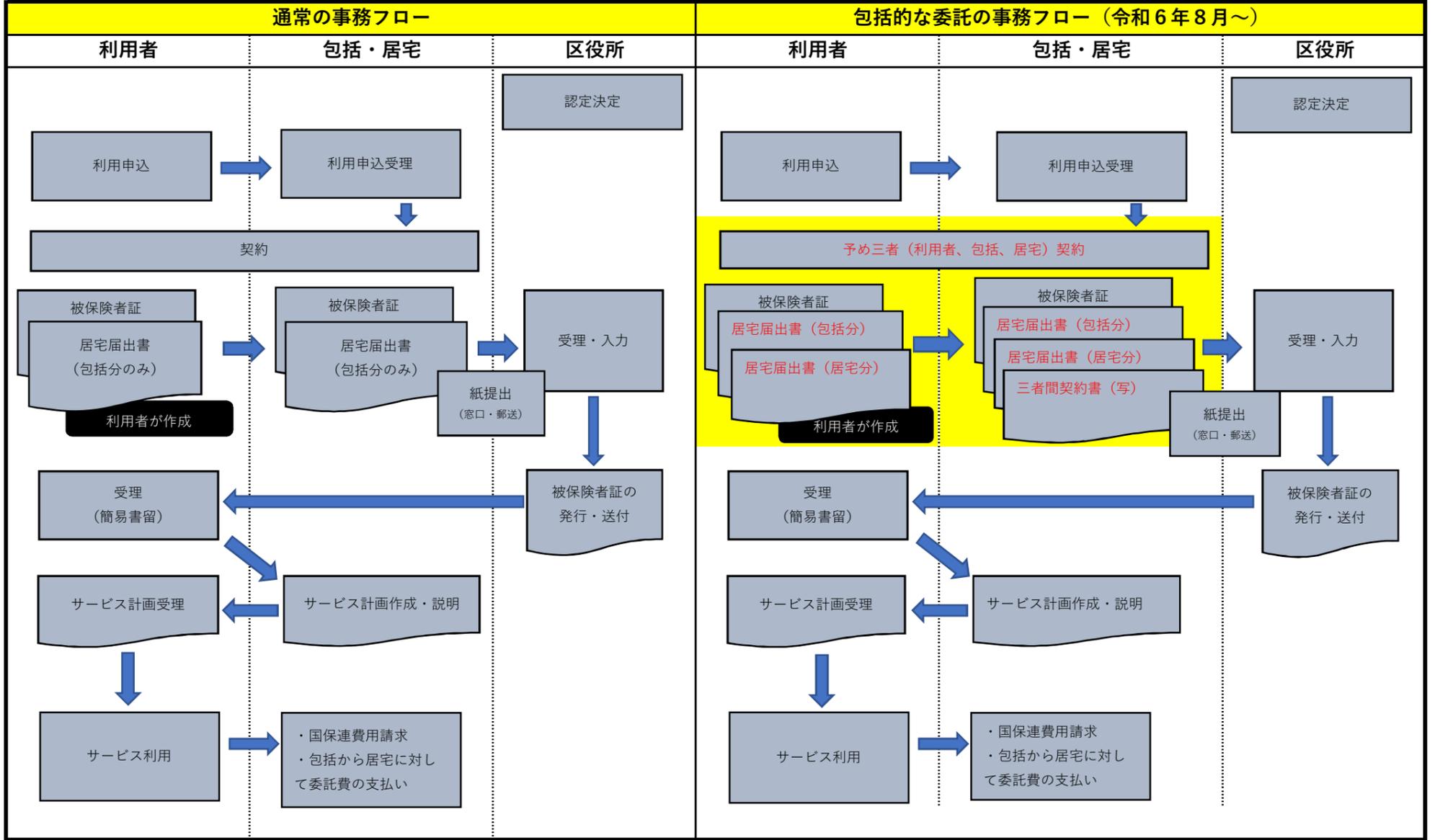
- 7月18日 地域ケアプラザ分科会役員会にて報告
ケアプラザオール（組織メール）にて地域ケアプラザ全体に共有
- 7月19日 横浜市介護支援専門員協議会にて報告
かながわ福祉コミュニティのメーリングリストにて居宅介護支援事業所に共有
- 8月1日～ 運用開始

4 その他

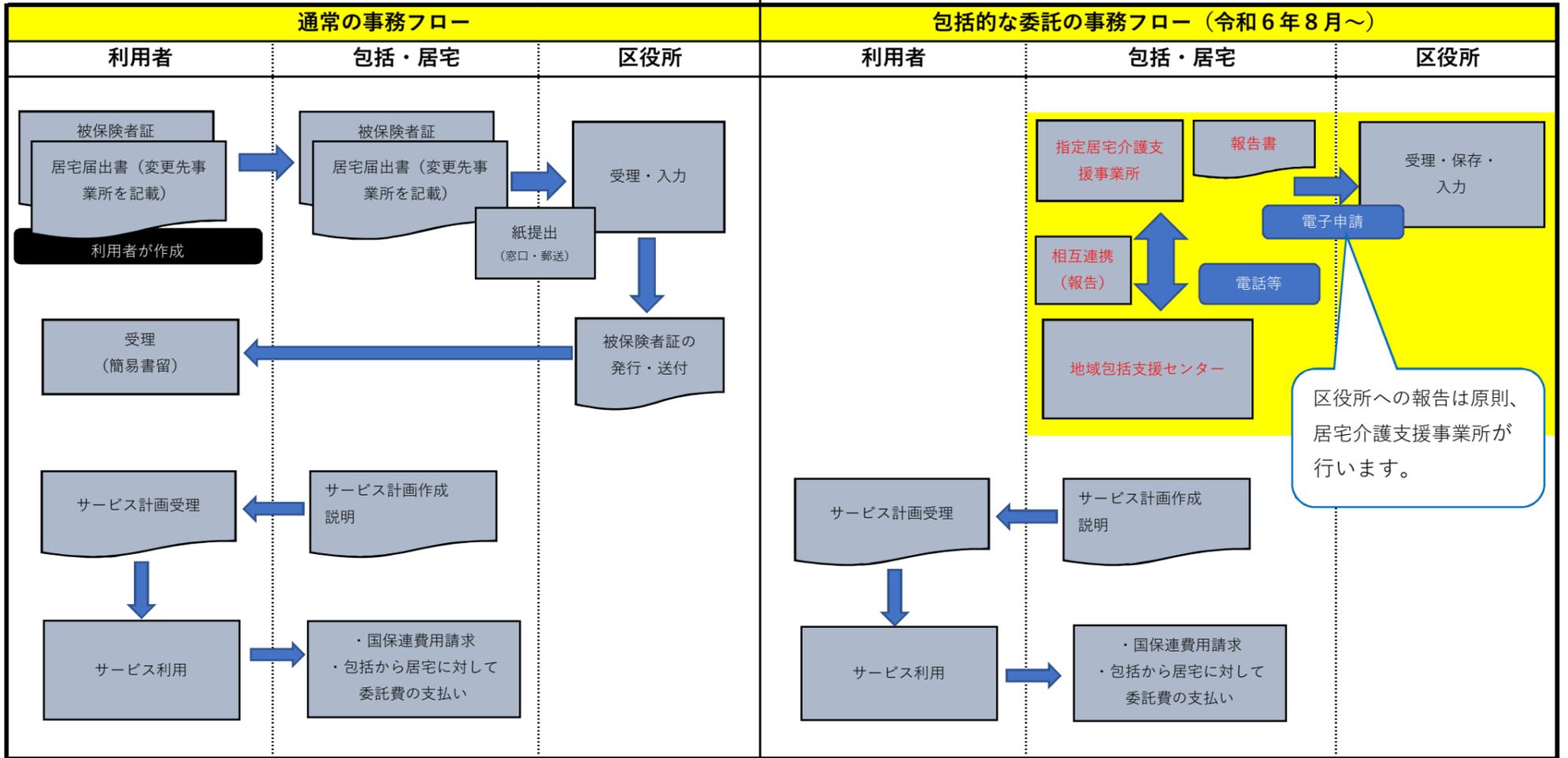
横浜市ホームページ「[介護予防支援（地域包括支援センター・指定居宅介護支援事業所）](https://www.city.yokohama.lg.jp/business/bunyabetsu/fukushi-kaigo/kaigo/shinsei/service/henkou_unei/kaigo-yobou.html)」に掲載
URL https://www.city.yokohama.lg.jp/business/bunyabetsu/fukushi-kaigo/kaigo/shinsei/service/henkou_unei/kaigo-yobou.html

包括的な委託を行った場合の事務フロー図

【認定決定からサービス利用開始まで】



【計画種別（事業所）の変更】



居宅・介護予防サービス計画作成・介護予防ケアマネジメント依頼(変更・廃止)届出書

届出区分	被保険者氏名	被保険者番号	□ 横浜市 □ その他()			
<input type="checkbox"/> 新規 <input type="checkbox"/> 変更 <input type="checkbox"/> 廃止	フリガナ					
		生年月日				
		□ 明治 □ 大正 □ 昭和	年	月	日	

居宅・介護予防サービス計画の作成・介護予防ケアマネジメントを依頼(変更・廃止)する事業者

事業者の事業所名	事業所の所在地
	〒
契約等の発効(失効)年月日	※事業対象者の場合は登録日
令和 年 月 日	電話番号 ()
介護保険事業所番号	
事業所を変更する場合の事由等	※事業所を変更する場合のみ記入してください。

小規模多機能型居宅介護又は看護小規模多機能型居宅介護の利用開始月における居宅サービス等の利用の有無

※小規模多機能型居宅介護又は看護小規模多機能型居宅介護の利用前の居宅サービス(居宅療養管理指導及び特定施設入居者生活介護を除く。)及び地域密着型サービス(夜間対応型訪問介護、地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護及び認知症対応型共同生活介護(短期利用型)に限る。)の利用の有無を記入してください。

居宅サービス等の利用あり(利用したサービス:) 居宅サービス等の利用なし

(届出先) 横浜市 区長

(いずれかにチェック)

- 上記の居宅介護支援事業者等に、居宅介護サービス計画の作成を依頼することを届け出ます。
- 上記の介護予防支援事業所(地域包括支援センター)に、介護予防サービス計画の作成・介護予防ケアマネジメントを依頼することを届け出ます。
- 上記の居宅介護支援事業者等・介護予防支援事業所(地域包括支援センター)との契約を廃止することを届け出ます。

令和 年 月 日

住所

電話番号 ()

(被保険者)

氏名

- (注意)
- 要介護・要支援認定申請後、サービスを利用する際は、事前に居宅・介護予防サービス計画作成について、被保険登録のある区役所の高齢・障害支援課へ提出してください。
 - サービス事業対象者として介護予防ケアマネジメントを依頼するときは、基本チェックリストを添付して届け出てください。
 - 市内の住所地特例の対象施設に入居中で、介護予防サービス計画の作成・介護予防ケアマネジメントを依頼するときは、本様式で区役所の高齢・障害支援課へ提出してください。
 - 居宅介護支援事業者等・介護予防支援事業所(地域包括支援センター)を変更するとき(または契約が失効したとき)は、変更年月日(失効年月日)を記入の上、必ず区役所の高齢・障害支援課に届け出てください。変更の届出のない場合は、サービスに係る費用を一旦、全額自己負担していただくことがあります。

受理年月日

※「居宅介護支援事業者等」とは、居宅介護支援・小規模多機能型居宅介護・介護予防小規模多機能型居宅介護事業者・看護小規模多機能型居宅介護事業者をいいます。

* 区役所記入欄

(共通)

- 被保険者証回収
 事業所番号
 届出の重複

(要介護・要支援)

- 要介護 要支援

(事業対象者確認欄)

- 基本チェックリストの添付
 サービス事業対象者確認済

入力

別紙 2

包括的な委託に伴う計画種別(介護予防サービス計画及び介護予防ケアマネジメント)変更報告書

被 保 険 者 氏 名	被保険者番号	<input type="checkbox"/> 横浜市 <input type="checkbox"/> その他()
フリガナ		
	生 年 月 日	
	<input type="checkbox"/> 明治 <input type="checkbox"/> 大正 <input type="checkbox"/> 昭和	年 月 日

介護予防サービス計画の作成を行う指定居宅介護支援事業者

事業者の事業所名	介護保険事業所番号	

事業所の所在地	
〒	
	電話番号 ()

介護予防ケアマネジメントの作成を行う地域包括支援センター

事業者の事業所名	介護保険事業所番号	

事業所の所在地	
〒	
	電話番号 ()

変更年月日	令和 年 月 日
-------	----------

変更内容	※必ず事前に地域包括支援センター又は指定居宅介護支援事業者へ報告を行ってください。 <input type="checkbox"/> 介護予防サービス計画 ⇒ 介護予防ケアマネジメント <input type="checkbox"/> 介護予防ケアマネジメント ⇒ 介護予防サービス計画
------	---

(報告者)	年 月 日 所属 氏名
-------	---------------------------

受理年月日	(注意) 1 この報告書は、被保険者登録のある区役所の高齢・障害支援課へ提出してください。 2 この報告書の利用は、予め指定居宅介護支援事業者及び地域包括支援センターで「居宅・介護予防サービス計画作成・介護予防ケアマネジメント依頼(変更・廃止)届出書」の提出を行っていることが前提です。 3 この報告書に基づき介護保険被保険者証の発行は行いません。 4 認定区分が「要介護」となった場合は、「居宅・介護予防サービス計画作成・介護予防ケアマネジメント依頼(変更・廃止)届出書」の提出が必要です。
-------	--